

さいたま市 選挙管理委員会 告示番号	さいたま市選挙管理委員会告示名	公布年月日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第13号	さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の一部を改正する告示	令和4年7月11日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第14号	さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示	令和4年7月11日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第22号	さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の一部を改正する告示	令和4年12月9日

さいたま市選挙管理委員会告示第13号

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月11日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程（平成13年さいたま市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙</u>における選挙運動用自動車等の公営に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙</u>における選挙運動用自動車等の公営に関する条例（平成13年さいたま市条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、選挙運動用自動車等の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(確認の申請等)</p> <p>第3条 条例第4条第2号イの規定による確認の申請は、<u>選挙運動用自動車燃料代確認申請書</u>（様式第3号）を、<u>さいたま市議会の議員の選挙</u>にあつては当該区選挙管理委員会を經由して市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に、<u>さいたま市長の選挙</u>にあつては市委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第8条の規定による確認の申請は、<u>選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書</u>（様式第4号）を、<u>さいたま市議会の議員の選挙</u>にあつては当該区選挙管理委員会を經由して市委員会に、<u>さいたま市長の選挙</u>にあつては市委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(請求書の提出)</p>	<p><u>さいたま市の議会の議員及び長の選挙</u>における選挙運動用自動車等の公営に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>さいたま市の議会の議員及び長の選挙</u>における選挙運動用自動車等の公営に関する条例（平成13年さいたま市条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、選挙運動用自動車等の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(確認の申請等)</p> <p>第3条 条例第4条第2号イの規定による確認の申請は、<u>選挙運動用自動車燃料代確認申請書</u>（様式第3号）を、<u>議員の選挙</u>にあつては当該区選挙管理委員会を經由してさいたま市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に、<u>長の選挙</u>にあつては市委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第8条の規定による確認の申請は、<u>選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書</u>（様式第4号）を、<u>議員の選挙</u>にあつては当該区選挙管理委員会を經由して市委員会に、<u>長の選挙</u>にあつては市委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(請求書の提出)</p>

第6条 条例第4条に規定する請求は、請求書（様式第9号（その1））に前条第1項に規定する証明書（燃料供給業者にあつては第3条第3項に規定する確認書、当該証明書並びに前条第2項第1号及び第2号に掲げる書面）を添えて、当該選挙の期日後30日以内にさいたま市長に提出して行わなければならない。

2 条例第8条に規定する請求は、請求書（様式第9号（その2））に第3条第3項に規定する確認書、前条第3項に規定する証明書及び前条第4項に規定する書面を添えて、当該選挙の期日後30日以内にさいたま市長に提出して行わなければならない。

（経過措置）

2 この告示による改正後のさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の規定は、この告示の日以降にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

様式第3号（第3条関係）

〔略〕

次の選挙運動用自動車燃料代につき、さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

〔略〕

様式第4号（第3条関係）

〔略〕

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

〔略〕

様式第5号（第3条関係）

〔略〕

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

〔略〕

様式第6号（第3条関係）

〔略〕

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第8条の規

第6条 条例第4条に規定する請求は、請求書（様式第9号（その1））に前条第1項に規定する証明書（燃料供給業者にあつては第3条第3項に規定する確認書、当該証明書並びに前条第2項第1号及び第2号に掲げる書面）を添えて、当該選挙の期日後30日以内に市長に提出して行わなければならない。

2 条例第8条に規定する請求は、請求書（様式第9号（その2））に第3条第3項に規定する確認書、前条第3項に規定する証明書及び前条第4項に規定する書面を添えて、当該選挙の期日後30日以内に市長に提出して行わなければならない。

（経過措置）

2 この告示による改正後の議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の規定は、この告示の日以降にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

様式第3号（第3条関係）

〔略〕

次の選挙運動用自動車燃料代につき、さいたま市の議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

〔略〕

様式第4号（第3条関係）

〔略〕

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、さいたま市の議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

〔略〕

様式第5号（第3条関係）

〔略〕

さいたま市の議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

〔略〕

様式第6号（第3条関係）

〔略〕

さいたま市の議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第8条の規定に基づき、

定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

[略]

様式第7号(その1)(第5条関係)

[略]

備考

1～3 [略]

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) [略]

(2) (1)以外の場合 16,100円

5～7 [略]

様式第8号(第5条関係)

[略]

備考

1～3 [略]

4 1人の候補者につき、公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) [略]

(2) 限度額

ア 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

541円31銭×ポスター掲示場数+316,250円

ポスター掲示場数

=単価(1円未満の端数は切り上げ)

限度額=単価×確認された作成枚数

イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

28円35銭

×(ポスター掲示場数-500)+586,905円

ポスター掲示場数

=単価(1円未満の端数は切り上げ)

限度額=単価×確認された作成枚数

様式第9号(その1)(第6条関係)

[略]

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

[略]

様式第9号(その2)(第6条関係)

[略]

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

[略]

様式第7号(その1)(第5条関係)

[略]

備考

1～3 [略]

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) [略]

(2) (1)以外の場合 15,800円

5～7 [略]

様式第8号(第5条関係)

[略]

備考

1～3 [略]

4 1人の候補者につき、公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) [略]

(2) 限度額

ア 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

525円6銭×ポスター掲示場数+310,500円

ポスター掲示場数

=単価(1円未満の端数は切り上げ)

限度額=単価×確認された作成枚数

イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

27円50銭

×(ポスター掲示場数-500)+573,030円

ポスター掲示場数

=単価(1円未満の端数は切り上げ)

限度額=単価×確認された作成枚数

様式第9号(その1)(第6条関係)

[略]

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

[略]

様式第9号(その2)(第6条関係)

[略]

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

[略]

[略]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第14号

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月11日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程（平成19年さいたま市選挙管理委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
<p>様式第4号(第5条関係) [略] 備考 1～3 [略] 4 1人の候補者につき、公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) [略] (2) 限度額 ア 確認された作成枚数が5万枚以下の場合 <u>7円73銭</u>（単価）×当該作成枚数＝限度額 イ 確認された作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円18銭</u> <u>×（当該作成枚数－5万枚）＋386,500円</u> 当該作成枚数 ＝単価（1銭未満の端数は切り上げ） 限度額＝単価×当該作成枚数</p> <p>様式第5号(第6条関係) [略] (別紙) 請求内訳書 [略] 備考 1 (D)欄には、1人の候補者が作成した合計枚数により算出された額を記載してください。 (1) 選挙運動用ビラ作成枚数が5万枚以下の場 合 <u>7円73銭</u></p>	<p>様式第4号(第5条関係) [略] 備考 1～3 [略] 4 1人の候補者につき、公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) [略] (2) 限度額 ア 確認された作成枚数が5万枚以下の場合 <u>7円51銭</u>（単価）×当該作成枚数＝限度額 イ 確認された作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円2銭</u> <u>×（当該作成枚数－5万枚）＋375,500円</u> 当該作成枚数 ＝単価（1銭未満の端数は切り上げ） 限度額＝単価×当該作成枚数</p> <p>様式第5号(第6条関係) [略] (別紙) 請求内訳書 [略] 備考 1 (D)欄には、1人の候補者が作成した合計枚数により算出された額を記載してください。 (1) 選挙運動用ビラ作成枚数が5万枚以下の場 合 <u>7円51銭</u></p>

<p>(2) 選挙運動用ビラ作成枚数が5万枚を超える 場合</p> $\frac{5 \text{ 円 } 18 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 5 \text{ 万枚}) + 386,500 \text{ 円}}{\text{当該作成枚数}}$ <p>= 単価 (1 銭未満の端数は切り上げ)</p> <p>2~4 [略]</p>	<p>(2) 選挙運動用ビラ作成枚数が5万枚を超える 場合</p> $\frac{5 \text{ 円 } 2 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 5 \text{ 万枚}) + 375,500 \text{ 円}}{\text{当該作成枚数}}$ <p>・・・1 銭未満の端数は切り上げ</p> <p>2~4 [略]</p>
--	---

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第22号

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年12月9日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程（平成13年さいたま市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該改正部分を削る。

改正後					改正前				
様式第7号(その2)(第5条関係) [略]					様式第7号(その2)(第5条関係) [略]				
燃料 供給 業者	氏名又は名称				燃料 供給 業者	氏名又は名称			
	住所					住所			
	法人の場合は代表者の氏名					法人の場合は代表者の氏名			
燃料 供給 年月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料 供給 量	燃料 供給 金額	備考	燃料 供給 年月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料 供給 量	燃料 供給 金額	備考
			円				<u> </u>	円	
備考 [略]					備考 [略]				
様式第9号(その1)(第6条関係) (別紙3) [略] 燃料代					様式第9号(その1)(第6条関係) (別紙3) [略] 燃料代				
販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準 限度 額(B)	請求 金額 (C)	販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準 限度 額(B)	請求 金額 (C)
		円× = 円	円				円× <u> </u> = 円	円	
備考 [略]					備考 [略]				

附 則

この告示は、公布の日から施行する。